

沿岸広域振興局長告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年6月28日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
陸前高田市高田町字鳴石118番2及び118番2地先 認定外水路の一部	55.63	6.00	平成28年6月10日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。